

6 保育料について（0～2歳児）

0歳児から2歳児（住民税非課税世帯除く）までの保育料は、各世帯の市町村民税の課税状況・児童のクラス年齢・保育時間により決定します。

※次ページの「利用者負担額（保育料）基準額表」をご確認ください。

■ 保育料の決定について

- ・保育料は保護者の市町村民税の課税状況で11階層の区分の中で決定します。その際、世帯の市町村民税が非課税であれば、保育料は無償となります。

令和7年4月～令和7年8月分の保育料

令和6年度の市町村民税により決定

令和7年9月～令和8年3月分の保育料

令和7年度の市町村民税により決定

- ・市町村民税決定後、毎年年度の途中（9月）に保育料の年度切換え決定を行うため、保育料額が変わる場合があります。
- ・保育料を決定する際の市町村民税の額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除等を差し引く前の金額となります。
- ・保育料は月額制です。出席日数にかかわらず在籍していれば月額保育料がかかります。ただし、月の途中で入退所した場合は在籍日数による日額保育料となります。
- ・保育を必要とする時間により「保育標準時間」「保育短時間」の保育料となります。

⇒ご家庭の状況で保育の必要量が変更になる場合は、保育施設を通じて変更申請をしてください。申請を受けた翌月から保育料を変更します。

※同居の祖父母など、父母以外が家計の主宰者と判断される場合には、その方の課税額を合計する場合があります。（世帯分離している場合でも算定の対象となります。）

※世帯状況の変更に伴い、年度の途中で保育料が変わることがあります。

■ 保育料の納入について（0～2歳児）

- ・保育所の保育料は、原則口座振替による納入をお願いいたします。

口座振替による納入		・口座振替の手続きは、Web 口座振替受付サービスから申込みいただくか、各保育所またはこども支援課窓口で申請書をお渡ししますので、必要事項をご記入いただき、取扱金融機関で直接手続きを行ってください。 ・手続き完了までは納入通知書での納入となります。 ・引落とし日は毎月28日です。28日が休業日の場合は翌銀行営業日となります。 ・3歳未満児の兄弟姉妹入所中のお子さんが口座振替の場合、今回入所するお子さんの保育料も自動的に口座振替となりますので手続きは不要です。 ※公立保育所は、保育料(0～2歳児)と副食費(3～5歳児)について、それぞれ口座振替の手続きが必要となりますのでご注意ください。 ・残高不足等により振替ができない場合は、納入通知書での納付となります。 ・こちらのページより Web 口座振替受付サービスへアクセスし、口座振替の手続きを行うことができます。
取扱金融機関	七十七銀行 仙台銀行 J A 名取岩沼 東邦銀行 宮城第一信用金庫 仙南信用金庫 ゆうちょ銀行 ※申請書別様式	
納入通知書による納入		・納入通知書は、納期限までに（毎月末日）取扱金融機関もしくは、こども支援課窓口での納入となります。



- ・認定こども園、小規模保育施設（本郷小規模保育所除く）、家庭的保育施設、事業所内保育施設をご利用の方は、直接、施設へ保育料を納入いただきます。

■利用者負担額（保育料）基準額表

1 の表

令和 6 年 10 月 1 日現在

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保 育 料 月 額	
			3歳未満児の場合	
階層区分	定 義	(世帯の) 市民税所得割額	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	-	0 円	0 円
第2	第1階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあっては、前年度分。以下同じ)の市町村民税非課税世帯	-	0 円	0 円
第3	第 1 階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税世帯及び所得割課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600 円未満	15,000 円 (7,500 円) [0 円]	14,800 円 (7,400 円) [0 円]
第4A	第 1 階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、所得割課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600 円以上 57,700 円未満	25,000 円 (12,500 円) [0 円]	24,700 円 (12,350 円) [0 円]
第4B		57,700 円以上 73,000 円未満	25,000 円 (12,500 円) [0 円]	24,700 円 (12,350 円) [0 円]
第5A		73,000 円以上 77,101 円未満	30,000 円 (15,000 円) [0 円]	29,600 円 (14,800 円) [0 円]
第5B		77,101 円以上 97,000 円未満	30,000 円 (15,000 円) [0 円]	29,600 円 (14,800 円) [0 円]
第6		97,000 円以上 133,000 円未満	38,000 円 (19,000 円) [0 円]	37,500 円 (18,750 円) [0 円]
第7		133,000 円以上 169,000 円未満	44,500 円 (22,250 円) [0 円]	43,900 円 (21,950 円) [0 円]
第8		169,000 円以上 235,000 円未満	50,000 円 (25,000 円) [0 円]	49,400 円 (24,700 円) [0 円]
第9		235,000 円以上 301,000 円未満	55,000 円 (27,500 円) [0 円]	54,300 円 (27,150 円) [0 円]
第10		301,000 円以上 397,000 円未満	60,000 円 (30,000 円) [0 円]	59,200 円 (29,600 円) [0 円]
第11		397,000 円以上	78,000 円 (39,000 円) [0 円]	77,000 円 (38,500 円) [0 円]

()・・・第2子の保育料 []・・・第3子以降の保育料

<多子軽減について>

- ・第4階層B～第11階層に該当する世帯について、保護者と同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用(以下「保育所等を利用等」という。)している場合において、上の子から数えて第2子については半額で1の表の()内の保育料、第3子以降については無料とする。
- ・第3階層～第4階層Aに該当する世帯について、保護者と生計が同一の子等であれば、保育所等の利用等または年齢に関わらず上の子から数えて第2子については半額で1の表の()内の保育料、第3子以降については無料とする。

<要保護世帯等の保育料>

- ・児童が属する世帯が要保護世帯等(母子世帯等並びに、在宅障害児(者)のいる世帯(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金の受給者のいる世帯)、その他保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯)の場合、第3階層～第5階層Aに該当する世帯について、保護者と生計が同一の子等であれば、保育所等の利用または年齢に関わらず上の子から数えて第1子については2の表に掲げる保育料、第2子以降については無料とする。

2の表

階層区分	保育料月額	
	3歳未満児 保育標準時間	3歳未満児 保育短時間
第2階層	0円	0円
第3階層	6,800円	6,700円
第4階層A・B	7,500円	7,400円
第5階層A	9,000円	8,900円

- ・要保護世帯等であり、第5階層B～第11階層に該当する世帯については保護者と同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所等を利用等している場合において、上の子から数えて第2子については半額で1の表の()内の保育料、第3子以降については無料とする。

